

憲法

25条

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

2016市民の憲法行事参加企画

アベノミクスと

劣化する社会保障

講師

日野

秀逸氏

(東北大学名誉教授)

最低賃金と

労働組合の役割

弁護士

山田

忠行氏

8月30日(火) 18時30分～
アエル セミナーホール6階

主催 / ナショナルミニマム研究会

連絡先 / 宮城県労働組合総連合 仙台市青葉区五橋1丁目5-13 TEL 022-211-7002

